

平 2 7 教 安 体 第 8 0 6 号
平成 2 8 年 (2016 年) 2 月 2 2 日

山口県学校薬剤師会長 様

山口県教育庁学校安全・体育課長

「学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル」について

このたび、学校におけるアレルギー疾患対応の充実を図るため別添写しのとおり「学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル」を作成し、各県立学校及び各市町教育委員会等関係各所に連絡しましたのでお知らせします。

学校安全・体育課 こども元気づくり班
担当 村 藤 ・ 河 野
TEL : 083-933-4685 FAX : 083-922-8737
E-mail : murafuji.tomoko@pref.yamaguchi.lg.jp





平 2 7 教 安 体 第 8 0 6 号
平成 2 8 年 (2016 年) 2 月 2 2 日

各市町教育委員会
学校保健主管課長 様

山口県教育庁学校安全・体育課長

「学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル」について

このたび、学校におけるアレルギー疾患対応の充実を図るため、医師や消防等の専門家・関係機関の協力の下、「学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル」を作成し、各県立学校宛てに通知しました。

つきましては、貴教育委員会及び管内の各学校におけるアレルギー疾患対応の参考としていただきますようお願いいたします。

なお、マニュアルは、下記アドレスよりダウンロードすることができますので申し添えます。

記

- 1 「学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル」アドレス
山口県ホームページ 学校安全・体育課 こども元気づくり関連サイトマップ
<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a50500/genkizukuri/gakko-allergie-m.html>
- 2 添付資料
「学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル」について（概要）（別紙）

学校安全・体育課 こども元気づくり班
担当 村 藤 ・ 河 野
TEL : 083-933-4685 FAX : 083-922-8737
E-mail : murafuji.tomoko@pref.yamaguchi.lg.jp



(別紙)

平成28年(2016年)2月

「学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル」について(概要)

山口県教育庁学校安全・体育課

1 マニュアル作成の背景

現在、各学校において「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)(平成20年3月 文部科学省監修 公益財団法人日本学校保健会発行)により、アレルギー疾患に対する取組が進められていますが、「今後の学校給食における食物アレルギー対応について(通知)」(平成26年2月26日付け25文科ス第713号)を受け、アレルギー疾患を有する児童生徒が、更に安全・安心な学校生活を送るために、全教職員がアレルギー疾患について正しい知識と理解のもと迅速に対応できるよう本マニュアルをまとめました。

2 主な内容

マ ニ ュ ア ル 編	アレルギー疾患の定義	資 料 編	【取組のながれ】と関連する様式・例の使用例
	学校におけるアレルギー疾患対応の3つの柱と基本的な考え方		各種様式・例
	学校でのアレルギー疾患の対応のながれ		文部科学省文書
	校内体制の整備		
	緊急時の対応の実際		

(1) 本マニュアル使用時の留意事項

アレルギー疾患対応は、これまで同様「ガイドライン」に沿って行います。本マニュアル使用時は、適宜「ガイドライン」を参照してください。

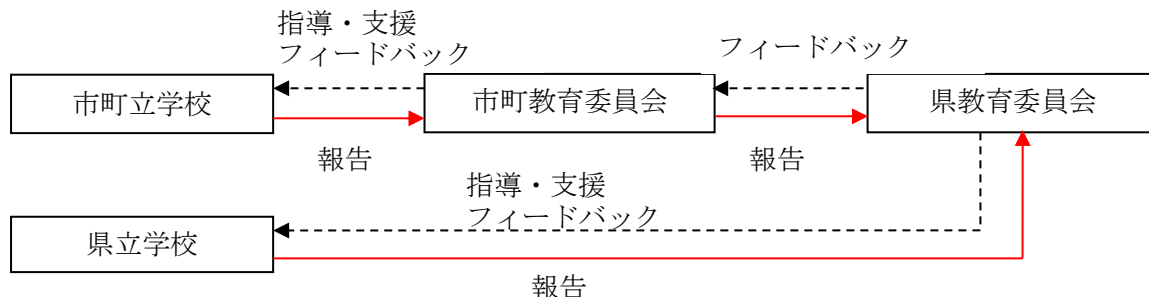
学校給食における食物アレルギー対応においては、「学校給食における食物アレルギー対応指針」(平成27年3月 文部科学省)を参照してください。

(2) 消防機関との連携

緊急時に円滑な連携が図れるよう、情報提供の方法等を検討しておくことが必要です。

(3) 緊急時対応及びヒヤリハット事例の報告

学校におけるアレルギー疾患対応体制の充実、事故防止を目的とし、平成28年度から緊急時対応及びヒヤリハット事例について、県教委への報告を依頼します。(様式1、2)事例について情報を集約し、適宜フィードバックする予定です。



3 県教育委員会における対応

平成27年度	「学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル」作成(本マニュアル) 「食に関する指導の手引」作成(学校給食における食物アレルギー対応について掲載)
平成28年度	「学校におけるアレルギー対応に関する委員会(仮称)」(県に設置)

4 市町教育委員会の対応について

本マニュアルは、アレルギー疾患全般について、基本的な方針及び具体的な対応について県立学校に示すものです。各市町におけるアレルギー疾患対応の参考としてください。

なお、「学校における食物アレルギー対応指針」（文部科学省）において、食物アレルギー対応指針と対応の具体について、県教委及び市町教委に「学校における食物アレルギー対応基本方針」としての策定が求められております。

このことについては、県教委では、本マニュアルを対応指針と位置付けるとともに、現在作成中の「食に関する指導の手引」において、食物アレルギー対応に係る部分を、具体的対応も含めてより詳しく示す予定ですので、本マニュアルと合わせて参考にしてください。



平 2 7 教 安 体 第 8 0 6 号
平成 2 8 年 (2016 年) 2 月 2 2 日

各県立学校長 様

学校安全・体育課長

「学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル」について

このたび、学校におけるアレルギー疾患対応の充実を図るため、医師や消防等の専門家・関係機関の協力の下、別添のとおり「学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル」を作成しました。

各学校においては、本マニュアルを踏まえ、全ての教職員がアレルギー疾患について正しく理解するとともに、適切に対応できるよう更なる取組の充実をお願いします。

なお、マニュアルは、下記アドレスよりダウンロードすることができますので申し添えます。

記

- 1 「学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル」アドレス
山口県ホームページ 学校安全・体育課 こども元気づくり関連サイトマップ
<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a50500/genkizukuri/gakko-allergie-m.html>
- 2 添付資料
「学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル」について（概要）（別紙）

学校安全・体育課 こども元気づくり班
担当 村 藤 ・ 河 野
TEL : 083-933-4685 FAX : 083-922-8737
E-mail : murafuji.tomoko@pref.yamaguchi.lg.jp



「学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル」について(概要)

山口県教育庁学校安全・体育課

1 マニュアル作成の背景

現在、各学校において「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)(平成20年3月 文部科学省監修 公益財団法人日本学校保健会発行)により、アレルギー疾患に対する取組が進められていますが、「今後の学校給食における食物アレルギー対応について(通知)」(平成26年2月26日付け25文科ス第713号)を受け、アレルギー疾患を有する児童生徒が、更に安全・安心な学校生活を送るために、全教職員がアレルギー疾患について正しい知識と理解のもと迅速に対応できるように本マニュアルをまとめました。

2 主な内容

マニュアル編	アレルギー疾患の定義	資料編	【取組のながれ】と関連する様式・例の使用例
	学校におけるアレルギー疾患対応の3つの柱と基本的な考え方		各種様式・例
	学校でのアレルギー疾患の対応のながれ		文部科学省文書
	校内体制の整備		
	緊急時の対応の実際		

(1) 本マニュアル使用時の留意事項

アレルギー疾患対応は、これまで同様「ガイドライン」に沿って行います。本マニュアル使用時は、適宜「ガイドライン」を参照してください。

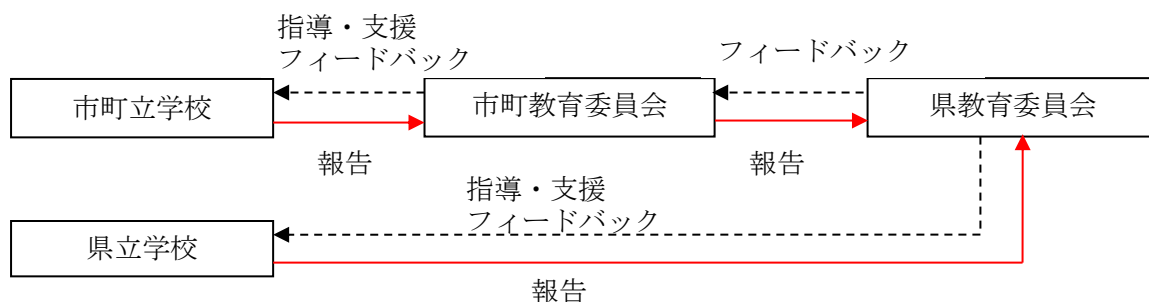
学校給食における食物アレルギー対応においては、「学校給食における食物アレルギー対応指針」(平成27年3月 文部科学省)を参照してください。

(2) 消防機関との連携

緊急時に円滑な連携が図れるよう、情報提供の方法等を検討しておくことが必要です。

(3) 緊急時対応及びヒヤリハット事例の報告

学校におけるアレルギー疾患対応体制の充実、事故防止を目的とし、平成28年度から緊急時対応及びヒヤリハット事例について、県教委への報告を依頼します。(様式1、2) 事例について情報を集約し、適宜フィードバックする予定です。



3 県教育委員会における対応

平成27年度	「学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル」作成(本マニュアル) 「食に関する指導の手引」作成(学校給食における食物アレルギー対応について掲載)
--------	---



平成28年度	「学校におけるアレルギー対応に関する委員会(仮称)」(県に設置)
--------	----------------------------------